

# 町田市ダンススポーツ連盟ホームページバナー広告運用規定

町田市ダンススポーツ連盟 ホームページ運用部

2021年5月30日 作成

この規定は、「町田市ダンススポーツ連盟ホームページバナー広告掲載要綱」（以下「連盟掲載要綱」という。）及び「町田市ダンススポーツ連盟ホームページバナー広告掲載基準」（以下「連盟掲載基準」という。）を原則として運用します。

1. バナー広告の掲載期間は、年度開始から年度終了までの1年間とします。
2. バナー広告の掲載位置は、サイドメニューとリンク集ページの2箇所とします。
3. バナー広告の規格は、サイドメニューではサイズは縦75×横250ピクセル、データ形式はGIFまたはJPG形式とします。尚、リンク集ページでは広告主タイトルと広告主名とします。
4. バナー広告料は、サイドメニューは年間10,000円、リンク集ページは年間2,000円、サイドメニューとリンク集ページを併せて年間12,000円のところキャンペーンにつき10,000円とします。
5. 年度の途中であっても申込及び取下は受け付けます。申し込みは年度の途中であっても年度末までの広告料を申し受けます。また、取り下げは年度途中であっても年度末までの広告料を申し受けます。
6. 広告料は一括前納とします。月割り納金はありません。
7. 広告料の振り込み先は、きらぼし銀行成瀬支店、普通預金0455471、名義町田市ダンススポーツ連盟会計 横田松郎、電話042-725-4468です。尚、振込手数料はご負担願います。
8. 申し込み時は、「連盟掲載要綱」及び「連盟掲載基準」及び当規定内容を受諾し、「町田市ダンススポーツ連盟ホームページバナー広告申込書」（以下「申込書」という。）を当連盟理事長宛に提出願います。
9. 申し込み時は、「申込書」と一緒にバナー広告案（データをカラー印刷したもの、もしくはデータ）を添付してください。尚、バナー広告デザインを当連盟に一任する場合は「申込書」だけを提出してください。
10. 取り下げ時は、「連盟掲載要綱」及び「連盟掲載基準」及び当規定内容を受諾し、「町田市ダンススポーツ連盟ホームページバナー広告取下書」（以下「取下書」という。）を当連盟理事長宛に提出願います。
11. 当連盟が「申込書」または「取下書」を受理した後は、「バナー広告データ」は返還しません。

尚、この規定は、令和3年7月1日から施行する